



妊婦のための支援給付事業



妊婦を対象に、妊娠による心身の負担軽減を目的として、産前産後の期間に、妊婦に対して 5 万円、妊娠している子どもの人数に応じて 5 万円※を支給します。

妊娠届出時と 2 か月訪問時に、保健師や助産師との面談を通じて対象者にご案内します。
どちらの給付も、申請の翌月第 3 金曜日に振込予定です。

※流産・死産等の場合も支給対象となります。ご相談ください。

妊娠届出時（妊婦支援給付金 1 回目）

支給額	妊婦 1 人当たり 5 万円
対象となる方 （①～③全てを満たす方）	①申請日（届出日）時点で松川町民の方 ②他市区町村で給付を受けていない方 ③妊婦ご本人が、妊娠時に町担当者との面談を受けた方
申請できる方	妊婦ご本人
申請書の配布	妊娠届出時に、窓口でお渡しします。 振込口座のわかるもの、ご印鑑をお持ちいただくと その場で申請することができます。
申請期限	医療機関で胎児心拍が確認された日（受診日）から 2 年間

出生届出後（妊婦支援給付金 2 回目）

支給額	お子さん 1 人当たり 5 万円
対象となる方 （①～③全てを満たす方）	①申請日（届出日）時点で松川町民の方 ②他市区町村で給付を受けていない方 ③2 ヶ月訪問時に、町担当者との面談を受けた方
申請できる方	産婦ご本人
申請書の配布・提出	出生届出時にお渡ししますので、 <u>2 ヶ月訪問時にご提出ください。</u>
申請期限	出産予定日の 8 週前から 2 年間



<お問い合わせ>

松川町役場 保健福祉課
こども家庭センター係（保健予防係）
電話：0265-36-7034